
第6章 災害復旧計画

- 第1節 被災者等の生活再建・生活安定のための措置
- 第2節 災害復旧事業
- 第3節 災害復興事業

第1節 被災者等の生活再建・生活安定のための措置

区 分	項 目	担 当
第1 生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活相談 ● 女性のための相談 	市民・地区班、避難所班
第2 雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業のあっせん 	調達班
第3 被災者の生活資金等確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害弔慰金等の支給 ● 住宅資金等の貸付 ● 被災者生活再建支援制度 ● 福岡県災害見舞金等の交付 ● その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応 	援護班 関係機関
第4 義援金品の受入れ、配分	<ul style="list-style-type: none"> ● 義援金の受入れ ● 義援金の保管 ● 義援金の配分 ● 義援品(救援物資)の受入れ、配分 	援護班 会計班
第5 租税の徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税の徴収猶予及び減免等 	調査班
第6 経済復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融措置 	調達班
第7 罹災証明書等の発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 証明書の種類 ● 発行の手続 ● 証明の範囲 ● 発行手数料 ● 罹災証明書等の様式 	調査班
第8 被災者台帳の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載事項 ● 情報の収集 ● 台帳情報の利用 ● 台帳情報の提供 	調査班

第1 生活相談

1 被災者の生活相談

- 災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に、的確かつ迅速に対応するための措置を講ずる。
- 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では、市内の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。

2 女性のための相談

- 災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるための措置を講ずる。
- 避難所において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第2 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、速やかに再起更生できるよう、市域内事業所への雇用継続を要請するとともに、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活を確保する。

市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立しておく。

1 職業のあっせん

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等の活用

第3 被災者の生活資金等確保

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

援護班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定された市の条例により災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

援護班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定された市の条例により災害障害見舞金を支給する。

(3) 日赤による災害救援金（品）の支給

日赤県支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金（品）の配布を行う。

※資料編参照 【8-7 田川市災害弔慰金の支給等に関する条例】

【8-8 田川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

【9-1 田川市災害見舞金支給要綱】

2 住宅資金等の貸付

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けた場合に、融資を県と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

3 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

エ 県内でアまたはイに規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）であって、アからウに規定する区域に隣接する市町村における自然災害

カ ア又はイに規定する市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（単位：万円）

住宅の被害程度	全壊 (2) ア該当	半壊 (2) イ該当	長期避難 (2) ウ該当	大規模半壊 (2) エ該当
支給額	100	100	100	50

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

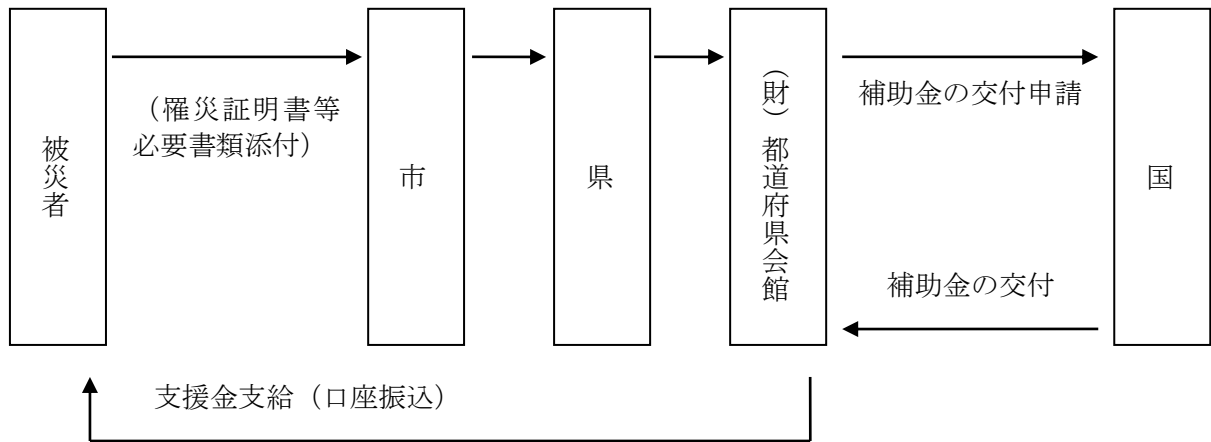
（単位：万円）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200	100	50

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円。

(4) 支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館に提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を財団法人都道府県会館に委託している。

4 福岡県災害見舞金等の交付

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の交付に関する事項

(1) 適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。

ア 市の20世帯数以上の世帯の住家が滅失したこと。

注1) 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

2) 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

イ 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

ウ 前各号に定める場合のほか、市の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合の見舞金等は、死者又は行方不明者に対する見舞金等に限る。

(2) 支給の制限

見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(3) 適用除外

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市が支給したものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は交付しないものとする。

(4) 見舞金等の額

見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

①	全壊、全焼又は流失した世帯	1世帯当たり 100,000 円 (ただし、1人世帯には 50,000 円)
②	半壊又は半焼した世帯	1世帯当たり 50,000 円 (ただし、1人世帯には 25,000 円)
③	床上浸水した世帯	1世帯当たり 30,000 円 (ただし、1人世帯には 15,000 円)
④	死者又は行方不明者	1人につき 200,000 円 (ただし、県民以外の場合には 30,000 円)
⑤	重傷者	1人につき 100,000 円以内 (ただし、県民以外の場合には 15,000 円)

(5) 交付の方法

前項第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同項第4号の見舞金等は遺族に対し、直接又は市長を経由して交付するものとする。

(6) 遺族等の範囲

ア 前号に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (ア) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）
- (イ) 子、父母、孫又は祖父母
- (ウ) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

イ 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

ウ ア項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項(イ)号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位によるものとし、同項(ウ)号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市長が適当と認める者を選び、支給することができる。

(7) 申請手続

ア 市長は、(1)項の災害が発生した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。

- (ア) 災害救助法第2条の災害
災害発生の日から 20 日以内
- (イ) その他の災害
災害発生の日から 10 日以内。ただし、その災害が火災による場合は、5 日以内

イ (5)項の規定により交付の依頼を受けた市長が、その交付を完了したときは、交付完了の日から 5 日以内に精算書を、知事に提出するものとする。

別 表

要治療見込日数	1ヵ月以上3ヵ月未満	40,000 円
同 上	3ヵ月以上6ヵ月未満	60,000 円
同 上	6ヵ月以上	80,000 円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000 円

5 その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生活確保の取扱い
県	<p>(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>① 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>② 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>
国 (公共職業安定所)	<p>(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</p> <p>(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。</p> <p>(3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるように労働省へ要請する。</p> <p>① 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ② 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ③ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
日本郵政(株) 九州支社	<p>(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 (5) 郵便貯金関係 取扱い局、取扱期間、取扱い業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。 (6) 簡易保険・郵便年金関係 取扱い局、取扱期間、取扱い業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。</p>
日本放送協会	<p>(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
NTT西日本	<p>(1) 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難勧告の日から同解除の日まで） (2) 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除</p>
九州電力	<p>電気事業法に基づく、電気供給等に係る特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。</p>

第4 義援金品の受入れ、配分

1 義援金の受入れ

義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

- 一般からの義援金等受付窓口は、援護班
- 国又は地方公共団体等からの見舞金等受付窓口は、会計班

※資料編参照 【17-3 義援金品受領書】

2 義援金の保管

会計班は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

(1) 援護班は、義援金の配分に関して配分委員会を設けて配分比率、配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

(2) 義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

(3) 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会の委員は、市議会関係者、地域関係者、福祉関係者、有識者及び行政関係者で構成する。

(4) 県からの義援金

県義援金が市に配分された場合は、援護班は、県の配分委員会の決定による配分比率、配分方法に基づき、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

4 義援品（救援物資）の受入れ、配分

義援品（救援物資）については、第3章風水害応急対策計画・第4章震災応急対策計画第12節第4「救援物資の受入れ」を参照。

第5 租税の徴収猶予

1 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 市税

市民税等の減免、納税延期及び徴収猶予は、調査班が担当する。

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)

ウ 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

(2) 国税・県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

第6 経済復興の支援

市、県は、災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

1 金融措置

(1) 融資計画

ア 災害援護資金

市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

イ 中小企業融資制度【緊急経済対策資金】

(ア) 融資対象等

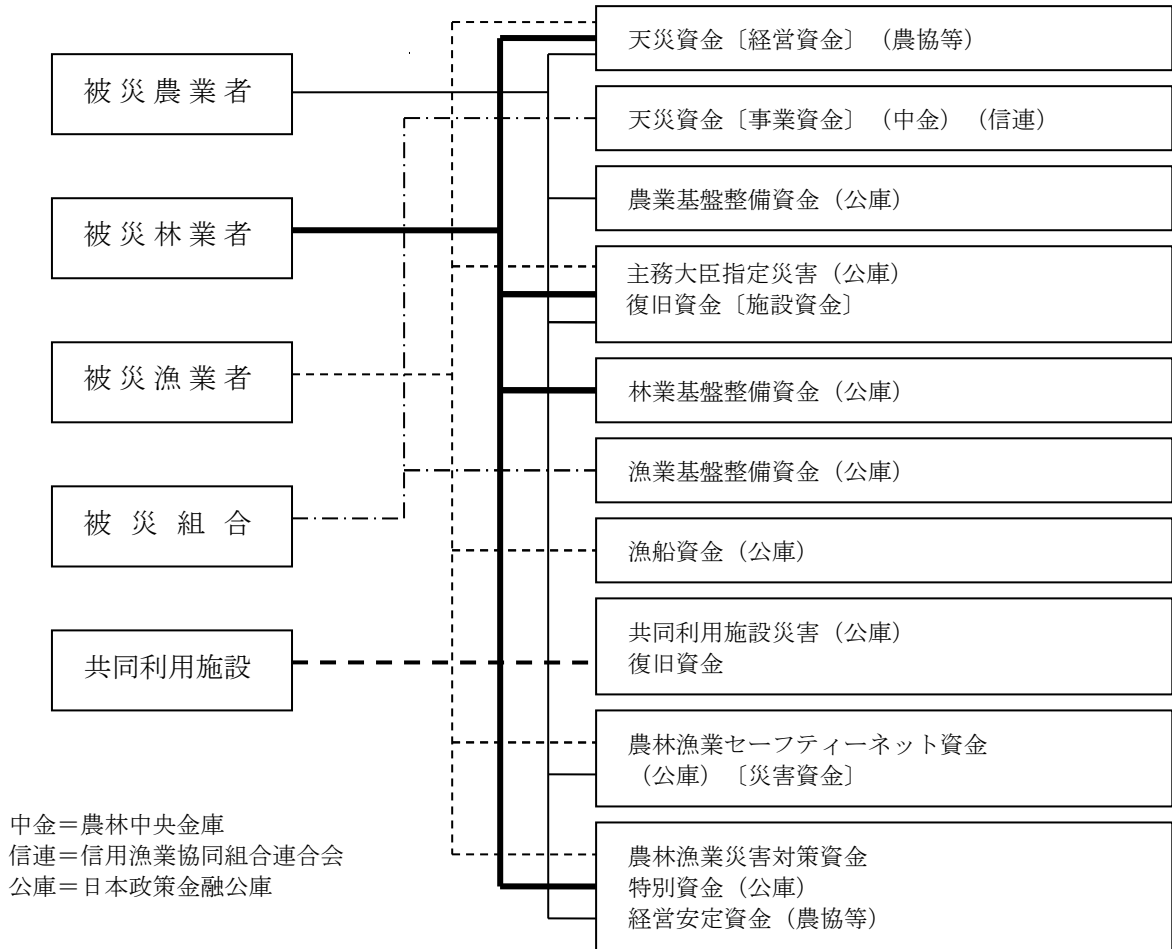
県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、又は感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所又は商工会(組合にあっては中央会)の確認を受けている者。

(イ) 申込場所

- a 各商工会議所、商工会
- b 県中小企業団体中央会

ウ 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



エ 政府系金融機関

(ア) 中小企業金融公庫

被災中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

(イ) 国民生活金融公庫

被災中小企業者に対して、必要であると認めた時は、つぎの措置をとることがある。

- a 債務者に対して、償還期間を延長する。
- b 新たに借り受ける時は、据置期間、償還期間を延長する。
- c 閣議決定により利率を引下げる。
- d 所定の条件により、災害貸付を行う。

(ウ) 商工組合中央金庫

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

オ 農林業関係対策

調達班は、県、農業協同組合等の協力により、被災した農林業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関）
- 日本政策金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関）

カ 中小企業関係対策

調達班は、県、商工会議所等の協力により、被災した中小企業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 政府系金融機関及び県保証協会、一般金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付
- 信用保証協会による融資の保証

第7 罹災証明書等の発行

1 証明書の種類

(1) 罹災証明書（罹災証明申請書）

罹災証明書は、家屋を対象に被害程度を証明するもので、生活再建制度などの支援等を受けるために必要となる書面である。

(2) 罹災届出証明書

罹災届出証明書は、罹災証明書の対象事項以外の被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明する。

2 発行の手続

調査班は、「罹災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、罹災者台帳で確認の上、「罹災証明書（罹災証明申請書）」を発行する。なお、罹災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書（罹災証明申請書）」を発行する。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住 家 非住家	①全焼・全壊・全損 ②大規模半壊 ③半焼・半壊・半損 ④一部損壊 ⑤床上浸水 ⑥床下浸水 ⑦流失
人	①死亡 ②行方不明 ③負傷

4 発行手数料

罹災証明書等の発行については、証明手数料を徴収しない。

5 罹災証明書等の様式

罹災証明申請書については、罹災証明書をまとめた様式とする。

※資料編参照 【17-1 罹災証明書（罹災証明申請書）】、【17-2 罹災届出証明書】

第8 被災者台帳の整備

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住居又は居所
- ⑤ 住家の被害その他被害の状況
- ⑥ 援護の実施状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付状況
- ⑪ 市長が台帳情報を、市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の提供を行った場合は、その旨及び日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じ、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

- (2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- (3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の⑬の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第2節 災害復旧事業

区 分	項 目	担 当
第1 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の方針 ● 計画の体系 ● 被害状況調査及び集計 ● 災害復旧事業計画の策定 ● 激甚災害指定 ● 災害復旧事業に係る助成及び財政援助 ● 市民及び関係団対等に対する情報提供 	広報・記録・視察 対応班、 関係各班
第2 激甚法による災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 激甚法による災害復旧事業 	財政・管財班、 関係各班
第3 その他の法律による災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の法律による災害復旧事業 	財政・管財班、 関係各班

第1 災害復旧事業計画

1 計画の方針

公共施設などの災害による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努める。また、激甚災害の指定を受けた場合と、それ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体などに対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

2 計画の体系

被害状況調査及び集計	————— 被害状況調査、被害報告、集計
災害復旧事業計画の策定	————— 災害復旧の基本方向を決定
激甚災害指定	————— 激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	————— 助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等に対する情報提供	————— 情報提供の分担及び方法

3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

施設管理者は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに市災害対策本部に報告するものとし、市は、県の所管部局に報告する。なお、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、県及び関係機関に応援要請し、被害調査班を組織し、調査に当たる。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課（班）等は、集計結果を速やかに市災害対策本部（総務班）に報告するものとし、市災害対策本部（総務班）は、県の所管部局に報告する。

4 災害復旧事業計画の策定

被災施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画を作成する。なお、その被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて関係機関が連携して復興計画を策定する。

5 激甚災害指定

(1) 市は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

(2) 激甚災害に関する調査

ア 市は、市域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、被害状況を県に報告するとともに、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 県関係各課は激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

6 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには、臨時的に多大な経費を必要とすることから、市は助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業は次のとおりである。

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業	河川 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 下水道 公園	国土交通省 農林水産省
農林水産業施設等災害復旧事業	農地・農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産省
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財	文部科学省
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省
都市施設災害復旧事業	都市排水施設 街路施設 公園施設等	国土交通省
公営住宅等災害復旧事業	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省
その他の災害復旧事業	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省

7 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は所管課（班）からも提供する。

第2 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に 関する特別の 助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に 関する特別の 助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政 援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ○ 母子福祉法による国の貸付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

■その他の法律等による財政援助等

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法公営住宅法	公立学校施設の復旧事業公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
砂防法	砂防堰堤等施設の建設事業
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊防止の建設事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第3節 災害復興事業

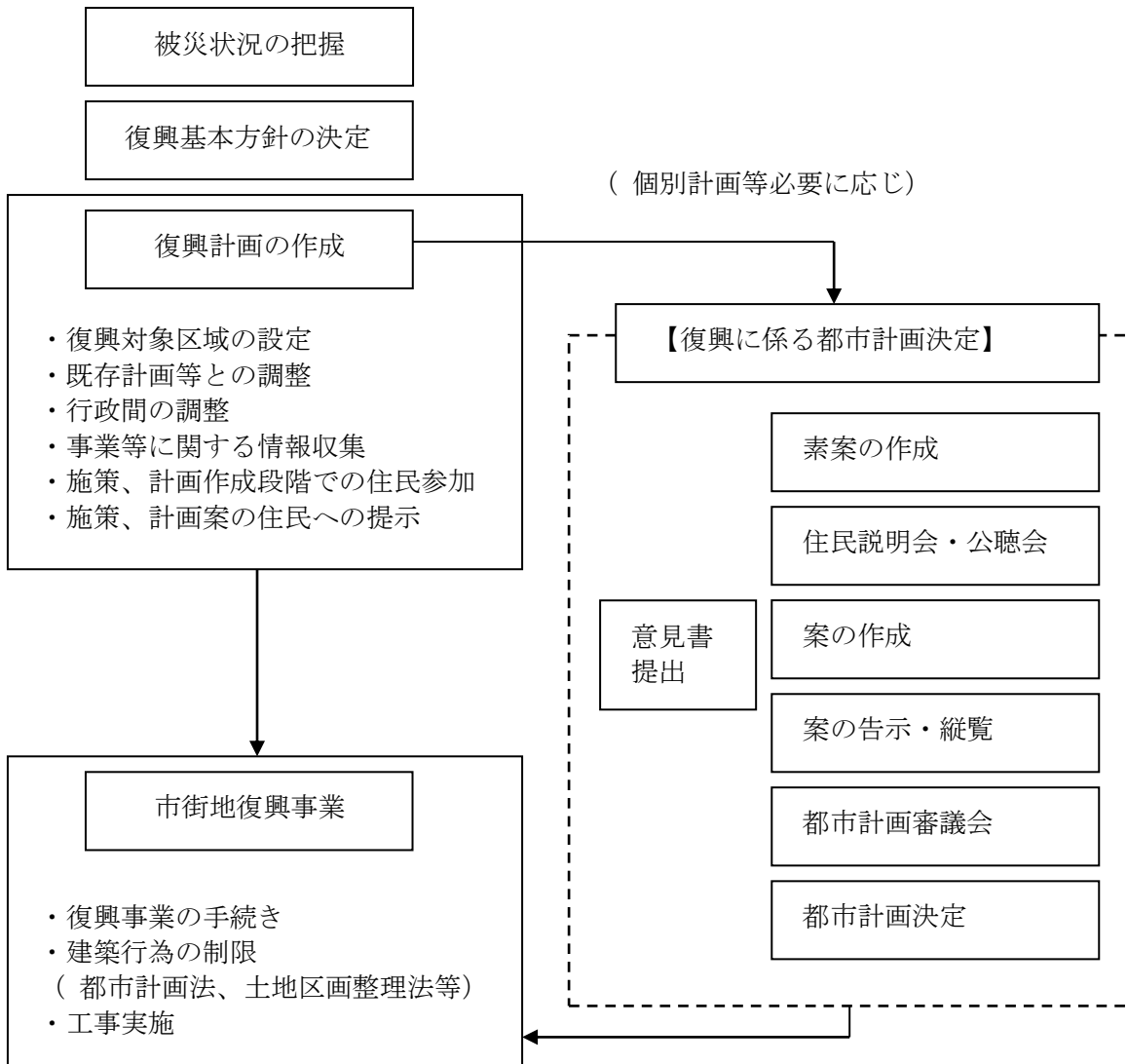
区 分	項 目	担 当
第1 災害復興事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興体制 ● 復興対策の手順 ● 復興事業の推進 	広報・記録・視察対応班、関係各班

第1 災害復興事業の推進

1 復興体制

- (1) 大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、広報・記録・視察対応班を中心に「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。
- (2) 災害復興事業については、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

2 復興対策の手順



3 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好なまちなみの形成を図る。

(1) 住民の合意形成

ア 復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する住民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、住民参加による施策・計画の策定を行う。

イ 新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。

ウ 復興計画における住民の迅速な合意形成を図るために、平常時から、地域住民とまちづくりについて話し合い、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 防災性向上のための公共施設等の整備

市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりに当たり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフラインとする。

ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化

(4) 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）

ア 基本理念

復興には、災害による被害を前提としつつ、地域や地区に根付いた取組が必要であることから、地域住民の意向を尊重し、市町村が主体的に取り組むとともに、都道府県が広域的な方針を示し、国が各種支援措置を講ずる等適切な役割分担の下、基礎となるインフラ等の整備とあわせて、被災者の生活再建、地域経済の復興が一体となって図られなければならない。

イ 復興計画における特別の措置

(ア) 復興計画の作成（法第10条及び第11条関係）

(イ) 復興計画等における特別の措置（法第12条から第41条まで関係）

ウ 災害復旧事業等に係る国等による代行

(ア) 都市計画の決定又は変更の代行（法第42条関係）

(イ) 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行（法第43条から第52条まで関係）

エ その他

(ア) 職員の派遣の要請等（法第53条から第56条まで関係）

(イ) 財政上の措置等（法第57条関係）